



コロナ特例貸付の償還免除について



特例総合支援資金（再貸付）をご利用の方に、免除のご案内が2024年6月に郵送されています。

誰が免除申請できますか？

北海道社会福祉協議会のホームページを基に作成

- ①** 2024年度（令和6年度）の住民税（均等割・所得割どちらも）非課税の人
※他条件があります。



- ②** 生活保護を受給している人



- ③** ・精神障害者保健福祉手帳（1級）
・身体障害者手帳（1級または2級）
・療育手帳（重度「A」など）
の交付を受けている人



- ④** 高齢者のみ世帯、障害者世帯又はひとり親世帯等



※償還開始以降12ヶ月分以上の償還未済額がある + 分納等を実施しているが償還未済額が増加 + 住民税の「所得割」が非課税となっている世帯

申請書等の提出はいつまでですか？

- ①** に当てはまる人：**2024年7月31日までに申請書を提出してください。**

※期限が過ぎても受け付けますが、手続きが遅れ一部償還開始になる場合があります。

※免除の決定は、8月以降に随時お知らせが郵送されます。



- ②～④** に当てはまる人：要件に当てはまった時点で提出可能。

※ただし、免除決定のお知らせは償還開始以降（多くの場合、2025年1月26日以降）となります。

その他の貸付の免除制度はありますか？

特例緊急小口資金、特例総合支援資金（初回、延長）の償還は既に始まっていますが、以下の免除制度があります。

- ・**住民税非課税による免除**：令和4年度、令和5年度の住民税非課税免除判定に該当しなかった場合でも、翌年（多くの場合2025年1月）以降の償還計画額が免除される場合があります。

※具体的な手続きは2024年9月以降、償還残額のお知らせと同時にお知らせが郵送されます。

- ・**生活保護、障害者手帳等による免除**：上記②～④に該当する人は、免除申請が可能です。

注意！

既に返済された金額は、償還免除されません。



問い合わせ先

申請手続きについて

北海道社会福祉協議会 コロナ特例事務センター
0120-540-085（フリーダイヤル）
月～金 9:00～18:00（日本語のみ）

償還免除の要件など制度全般について

厚生労働省 生活福祉資金貸付相談コールセンター
0120-46-1999（フリーダイヤル）
月～金 9:00～17:00（日本語のみ）

詳細について知りたい場合や通訳が必要な場合は、
北海道外国人相談センターに連絡してください。



011-200-9595

月～金 9:00～12:00, 13:00～17:00

英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、インドネシア語、ミャンマー語とクメール語



(様式 1-1-D 令和 6 年度が住民税非課税要件の判定年度である貸付用)

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書【要件①】

<社協記入欄>

※太枠内をすべてご記入ください。記入漏れがあると審査に時間を要します。また、貸付コード毎に申請書が必要です。

※えんぴつ、フリクションボールペンなどの記載が消えてしまうものでの記入は不可となります。

資金の種類	総合支援資金（再貸付）		
借受人 氏名	社協 太郎		お名前を「記入」してください。
貸付金額	免除申請額	当該資金種類の償還免除上限額	
要件①フローチャートで免除対象 (i) の場合どちらか <input checked="" type="checkbox"/>			
世帯の状況 ※いずれかひとつ に☑をつける	<input type="checkbox"/>	現在、私（借受人）が世帯主である	要件①フローチャートで免除対象 (ii) の場合 <input checked="" type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/>	現在は借受人以外の者が世帯主であり、かつ 現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯 現在は借受人以外の者が世帯主であるが、DV による 避難等により世帯主の所得証明書を取得できない (※別途書類が必要となりますので、コロナ特例事務センター までお電話ください)	
左記のいずれにも当てはまらない場合 <input type="checkbox"/>			
<p>項目の説明</p> <p>※DV（ドメスティックバイオレンス）のため避難していることなどにより、世帯主の所得証明書を取得できない場合や住民票記載地と現住居地が異なる場合など、やむを得ない事情があり、きめ細やかな配慮が必要な場合には、借受人のみの住民税が非課税となっていることをもって個別に対応します。その場合は、要件①フローチャートで免除対象 (ii) であっても、ここに☑してください。</p>			
③-3:借受人の令和 6 年度の課税証明書(住民税非課税であることがわかるもの) ※住民税均等割・所得割いずれも非課税の方が免除対象		②-3:借受人および世帯主の令和 6 年度の課税証明書(住民税非課税であることがわかるもの) ※住民税均等割・所得割いずれも非課税の方が免除対象	
北海道社会福祉協議会 会長殿			
【同意チェック欄】免除申請にあたっては以下の①～⑥の全てを確認の上、同意チェック欄にチェック (☑) を入れてください。			
<input checked="" type="checkbox"/> ①本特例制度の償還免除が決定した場合、自立相談支援機関に対して同機関の業務遂行に活用することを目的として私の個人情報を提供することに同意します。			
<input checked="" type="checkbox"/> ②記入した ①～⑥の同意事項を確認のうえ、同意チェック欄のすべてに☑。			
<input checked="" type="checkbox"/> ③私は、貴 <input checked="" type="checkbox"/> がない場合、免除することが出来ません			
府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計改善支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。			
<input checked="" type="checkbox"/> ④私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 2 号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがあるもの」と定義されるもの。〕			
<input checked="" type="checkbox"/> ⑤審査の結果、償還免除不承認			
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥償還免除を目的に世帯主の変更を行っていません。また、償還免除の決定後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や償還免除の要件に該当しないことが判明した場合には、償還免除を取り消されることに同意します。			
この書類を記入した日付、氏名、電話番号を記入してください。			
令和 6 年 6 月 15 日 ※下記借受人氏名（自署）及び電話番号は必ず記入してください。			
※この書類を記入した日付を記入			
借受人氏名（自署）		社協 太郎	
電話番号		— — ※日中に連絡のとれる電話番号を記入すること。	

※以下については、申請者は記入しないでください

今回対象となるあなたのコードを事務局で記載しています。

※	資金コード	貸付コード	受付	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	<<資金コード>>	<<貸付コード>>			

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書【要件②～④】

資金種別

※ 緊急小口資金

分

<社協記入欄>

※緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付）、総合支援資金（延長貸付）総合支援資金（再貸付）
いずれかひとつを記入し、資金ごとに1枚ずつ作成してください。

※太枠内をすべてご記入ください。

借受人氏名	社協 太郎	お名前を「記入」してください。
免除申請額	緊急小口資金等の特例貸付について、下記の申請理由において対象となるすべての金額	
免除申請理由① どちらにも当てはまる場合、最も早い段階で該当した項目のみ☑	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護を受給している 生活保護受給決定書のコピーまたは生活保護受給期間を証する書類のコピーなど保護開始日がわかるものが必要 <input type="checkbox"/> 障害者手帳の交付を受けている 精神保健福祉手帳(1級)または身体障害者手帳(1級または2級)または療育手帳(重度(「A」など))の交付を受けていて、障害名や障害等級がわかるものが必要	左記いずれかに該当の場合、 全額 が免除対象
免除申請理由② 「免除申請理由①」のいずれかに該当する場合、回答不要	<input type="checkbox"/> 償還開始以降12か月分以上の償還未済額がある。かつ、分納・少額返済等をしているが、 滞納全額が増加している。かつ、 住民税所得割が非課税となつ 世帯又はひとり親世帯等である	左記に該当の場合、 償還開始以降、 該当する免除理由にチェックしてください。 いる金額 が免除対象

⇒申請に必要な添付書類は、「別紙1」の裏面を確認ください

北海道社会福祉協議会 会長 殿

【同意チェック欄】免除申請にあたっては以下①～⑥のすべてを確認の上、同意チェック欄にチェック(☑)を入れてください。

- ① 本特例制度の償還免除が決定した場合、自立相談支援機関に対して同機関の業務遂行に活用することを目的として私の個人情報を提供することに同意します。
①～⑥の同意事項を確認のうえ、同意チェック欄のすべてに☑。
- ② 記入 **☑がない場合、免除することが出来ません** に同意します。
- ③ 私は、貴社会福祉協議会が、本制度に必要な範囲で全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計改善支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
- ④ 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕
- ⑤ 審査の結果、償還免除不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。
- ⑥ 償還免 **この書類を記入した日付、氏名、電話番号を記入してください。** 請書の記載事項について虚偽であると同意します。 償還免除を取り消されることに同意します。

令和 6 年 10 月 30 日 ※この書類を記入した日付を記入

借受人氏名(自署) 社協 太郎

電話番号 090 — 0000 — XXXX

※日中に連絡のとれる電話番号を記入すること。

※コードが不明な場合、事務センター(0120-540-085)に「様式1-2に記載する資金コード、貸付コードを教えてください」と電話してください。

※資金コード	※貸付コード	様式1-1-Bに記載してある貸付情報を転記してください。 ※他貸付のコードが不明な場合には、お電話ください。
KA	0100000	

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置 「緊急小口資金等の特例貸付」返済免除について

返済免除のポイント

- 返済免除は、資金の種類ごとに一括して行います。
①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付です。
- **借受人と世帯主が住民税非課税**（均等割・所得割いずれも）であれば、**返済免除**の対象とします。そのほかの世帯員の課税状況は問いません（※免除決定時点で返済している金額は免除対象外）。
- 免除要件等は、資金種類により異なります。（下記図参照）
- 上記以外にも、判定年度以降に借受人及び世帯主が住民税非課税となった場合のほか、返済中に借受人の死亡や失踪宣告、精神保健福祉手帳（1級）または身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けた場合、自己破産等の返済中も返済困難な状況があれば、全部または一部の返済を免除できる場合があります。
- **返済免除は申請が必要です**（※対象の方は自動的に免除されるわけではありません）。社会福祉協議会からの通知をご確認のうえ、期限内の申請をお願いします。転居等で申請時と住所が異なる場合は、貸付申請の手続きをした社会福祉協議会までご連絡ください。

免除要件と免除上限額

資金種類	免除要件	免除上限額	返済開始時期 ※免除とならない場合等
緊急小口資金 令和4年3月末までに申請された分	令和3年度又は 令和4年度が 住民税非課税	20万円	令和5年1月～
緊急小口資金 令和4年4月以降に申請された分	令和5年度が 住民税非課税	20万円	令和6年1月～
総合支援資金（初回貸付分） 令和4年3月末までに申請された分	令和3年度又は 令和4年度が 住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和5年1月～
総合支援資金（初回貸付分） 令和4年4月以降に申請された分	令和5年度が 住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和6年1月～
総合支援資金（延長貸付分）	令和5年度が 住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和6年1月～
総合支援資金（再貸付）	令和6年度が 住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和7年1月～

※1 返済開始時期については貸付を受けた時期により異なる場合があります。また、借受人の希望により据置期間を短く設定した場合、この限りではありません。

※2 返済免除後も、自立相談支援機関等が継続的な支援を行います。

返済が困難な方へ関係機関のご案内

就労・家計等の支援

一緒に家計を見直してほしい、自分に合った仕事を探したい、債務整理について知りたい、生活を立て直したいなど、生活にお困りの場合は、自立相談支援機関があります。こちらの窓口をご利用ください。ハロワークなど、必要な関係機関にもおつながります。



自立相談支援機関相談窓口一覧
(生活困窮者自立支援情報共有サイト)



ハロワーク一覧
(厚労省ウェブサイト)



主な相談窓口	支援内容
自立相談支援機関	家計改善支援事業等、生活全般についてのお困りごとの相談ができます。 https://minna-tunagaru.jp/ichiran/
ハロワーク	職業相談・職業紹介だけでなく、就労準備や職業訓練等の支援を行います。 https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list.html

多重債務や法律関係の相談

法律専門家等による法律相談や債務整理（個人再生、自己破産等）におつながります。

【利用対象者】特例貸付以外の債務を抱えてお困りの方

主な相談窓口	電話	支援内容
消費者ホットライン (消費生活相談窓口)	188	消費者トラブルについて相談できるお近くの消費生活相談窓口をご案内します。
日本司法支援センター (法テラス・サポートダイヤル)	0570-078374	経済的に余裕のない方を対象に、法律専門家等による相談、弁護士・司法書士費用等の立替制度等をご案内します。
日本弁護士連合会 (ひまわりお悩み110番)	0570-783-110	お近くの弁護士会の相談センターにつながり、相談予約等をご案内します。
司法書士総合相談センター		お近くの司法書士総合相談センターで破産、任意整理等の解決方法や生活再建の相談ができます。 https://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/consultation/center_list/
多重債務相談窓口		金融庁ウェブサイトに多重債務の相談窓口一覧を掲載しています。 https://www.fsa.go.jp/soudan/

法テラス相談窓口
(日本司法支援センターウェブサイト)



司法書士総合
相談センター一覧
(日本司法書士会連合会ウェブサイト)



多重債務相談窓口一覧
(金融庁ウェブサイト)

返済に関する相談

返済にお困りの方は、まずは相談窓口までご相談ください。毎月の返済額を一定期間減額できたり、返済が猶予される場合があるほか、償還期間中であっても返済が免除される場合（表面の「返済免除のポイント」参照）があります。また、必要な関係機関の支援におつながります。

【利用対象者】返済免除の対象ではないが返済が困難な方

【相談窓口】お住まいの都道府県により異なります。詳しくは都道府県社会福祉協議会から送付された免除案内、ホームページ等によりご確認ください。



【その他お問い合わせ】生活福祉資金貸付相談コールセンター

0120-46-1999 (9:00~17:00 土日祝日除く)